平成２６年（フ）第４８５２号
堺市南区庭代台１丁16番９号
破産者　間野　利彦
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０８号
大阪府寝屋川市高柳栄町６番10号
破産者　岡本　早苗（旧姓山﨑）
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６５号
大阪市天王寺区空堀町３番３―702号
破産者　岡本トミヱ
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６９号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目５番30―510号
破産者　エステート関西こと　浦川　達雄
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３号
鹿児島県薩摩郡さつま町旭町24番地８
破産者　上園　幸政
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
奈良市西登美ヶ丘２丁目15番Ｄ―321号
破産者　葛井　啓之
１　決定年月日　平成27年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１０３５９号
東京都豊島区東池袋１丁目15番12号
破産者　日本サン・ランド株式会社
１　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
２　一般調査期日　平成27年９月８日午後１時30分
平成27年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４号
福井市光陽２丁目２番22号
破産者　内田　順子（旧姓小林）
１　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
２　一般調査期日　平成27年10月20日午前11時10分
平成27年７月21日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
山形県天童市老野森３丁目16番９―６号　天童マンション、前住所山形県東根市さくらんぼ駅前１丁目10番５号
破産者　山崎　秀春
１　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
２　一般調査期日　平成27年10月22日午前11時10分
平成27年７月22日　　山形地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１４７５号
大阪府茨木市天王１丁目５番31号　ドムール南茨木207号
破産者　後上　祐一
異議申述期間　平成27年９月８日まで
平成27年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２２号
札幌市中央区北４条西７丁目１番５
清算株式会社　北海道バイオエタノール株式会社
代表清算人　飛田　稔章
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第７号
新潟市江南区木津工業団地４番１号
清算株式会社　木津不動産管理株式会社
代表清算人　髙橋　敏昭
１　決定年月日　平成27年７月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

監督命令

平成２７年（再）第６号
名古屋市港区新川町２丁目１番地先
再生債務者　成田冷蔵株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目６番41号　ＡＭビル６階　榊原裕臣法律事務所　弁護士　榊原　裕臣
平成27年７月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
大阪市西区京町堀１丁目12番１号
再生債務者　株式会社ドウプランニングインターナショナル
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成27年10月14日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成27年９月30日
平成27年７月21日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２６号
埼玉県春日部市南４丁目26番16号　グリーンヒルズ101号
再生債務者　竹下　千尋
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月27日から平成27年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿児島市松陽台町３番地２（県営松陽台第二団地８棟１号）
再生債務者　波之平　茂
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月13日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月27日から平成27年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２７年（再イ）第２３号
千葉県柏市松ケ崎795番地６
再生債務者　箕川　　靖
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月18日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月25日から平成27年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部